

北海道中山間 ふるさと・水と土保全対策事業



北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業は、過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域において、地域住民の主体的な共同活動（地域住民活動）の活発化を通して、農村地域の農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と、地域の活性化を図る事業です。

過疎化・高齢化で、中山間地域では地域の活力が低下しつつあります

・地域を盛り上げたいけど、どうすれば良いだろう？
・他地域ではどうしてるかな？



②研修事業

ふる水指導員になると、研修会や現地視察で、道内外の地域活性化事例等を学ぶことができます。また、実際に地域づくりを行っている指導員同士で、情報交換が行えます。

・最近停滞している住民活動を活性化させたいね。
・地域活性化のために皆で、地場産品で特産品を作ってPRしたいけど、どうしたらいいのかしら…



③推進事業
ふる水委員（アドバイザー）が、地域住民活動への助言や研修会での講演を行います。

・ふる水指導員になって、研修で色々な話が聞けて地域活動の参考になった。
・指導員同士の情報交換が地域活性化のヒントになった。



①地域活動支援事業

色々な地域住民活動を3年間支援します。過去には、
・ハネ品を用いた地場産品の商品開発やPR
・食育活動の推進
・フットパス整備による住民活動の活性化といった活動を支援しています。



・事業がきっかけで地域住民活動が再び元気になったわ。
・地場産品を用いた特産品が完成し、販売までの足がかりになった。



ふる水事業を活用することで地域活性化に繋がります

■ 事業の内容

中山間地域等の農村の活性化を図るため、多様な地域資源を発掘・活用して、農地等の保全や都市との交流の促進、農産物の高付加価値化などを旨とした地域住民による主体的な活動を、道が直接サポートする事業です。(補助金等を交付する事業ではありません。)

支援する期間は、地域の現状把握や住民の意欲醸成、活動計画づくりを支援する意識醸成地区として原則1年間と、活動計画に基づく活動の実践地区として原則3年間です。

多様な地域資源って？

農地や土地改良施設、農畜産物、景観、自然環境、農村生活、伝統文化、歴史などをいいます。(土地改良事業によらない道路や水路、廃校や古民家などの建造物を含む。)



地域住民活動？

地域の農業者を含む住民組織による地域の活性化に資する活動をいいます。(事業終了後も活動継続が見込まれる組織で、単発イベントの実行委員会などは除く。)

■ 具体的な活動例

- **地域資源の再発見と都市農村交流**
 - ・ 既存住民と移住者による組織設立
 - ・ 地域資源の再発見と高付加価値化・商品化
 - ・ フットパス、サイクリングコースの整備 など
- **地域特産物を活用したご当地メニューの開発**
 - ・ 農業・水産女性有志による組織設立
 - ・ 飲食店用・家庭用ご当地メニューの開発
 - ・ 新メニュー普及のためのイベントの開催 など
- **地域産物を使った加工食品の開発・販売**
 - ・ JA女性部の部会活動としてスタート
 - ・ 小麦粉と牛乳を使った加工品(うどん)の開発
 - ・ 様々なイベント等で提供・試食・販売 など
- **地域食材を活用した地域住民による食育活動**
 - ・ 地元小学校と連携した親子対象の食育活動
 - ・ 地域農業の理解促進のためのイベント開催
 - ・ 活動紹介のためのブログ開設など情報発信 など
- **特産農産物(道外販売主体)の地域への普及**
 - ・ JA作物部会の取組としてスタート
 - ・ 地域の飲食店や和菓子屋、地元高校と連携
 - ・ 新メニューや新商品開発などで認知度向上 など



■ 事業実施の手順

私たちのまちも人口は減るし若い子たちも少なくなって寂しいなあ。地域を元気にするために、何かしないとなあ。

・ 地域を元気にするために一緒に活動しない？
 ・ うーん、どうしようかなあ。
 ・ じゃあ役場にも相談して、何人が誘って、勉強会とかやらない？
 ・ そうね、それなら参加してみる。

・ これならやれそうね。
 ・ そうね。じゃあもっとたくさんの人に参加してもらったり、具体的に何をするかを話し合うためにふる水事業に取り組もう。
 ・ じゃあ、振興局(普及センター)に相談してみよう。

・ 私たちの地域を元気にするために、こんな活動をしたいので、支援してもらえますか？
 →わかりました。今お聞きしたことを書類にして本庁と協議してみますね。



② 研修事業

- **北海道ふるさと・水と土指導員**（以下「指導員」）
中山間地域等の活性化を図るため、地域住民活動に理解と熱意があり、地域活動の中心的役割を担える方を、市町村長又は道土地連会長の推薦により北海道農政部長が指導員に委嘱し、各地域で住民活動の実践や支援等の活動を行っています。
また、各地域で活動する指導員の資質向上のため、様々な研修事業を行っています。
なお、令和3年3月末時点で全道60名の指導員の皆さんが活躍されています。

- **指導員の委嘱（指導員はこんな人）**
道内で活躍されている指導員の皆さんは、住民活動に積極的に関わっている農業者をはじめ様々な職業・立場の方々ですので、研修や交流の機会を通して多様な刺激や学びが得られます。
<指導員の職業など>
 - ・ 農業者（個人・法人、6次化、女性部、団体役員）
 - ・ 団体職員・OB（土地改良区、農協、観光協会）
 - ・ 民間事業者（建設業、販売業、飲食業）
 - ・ 公務員（市町村役場職員）
 - ・ その他（会社員、主婦、住職、無職など）

■ 研修事業

指導員の地域活動の実践や支援等に関する資質向上を図るため、地域づくりや高付加価値化、都市農村交流などの研修会、指導員相互の活動報告、情報紙の発行や交流会等を通じた情報交換、ネットワーク化など、1年を通じて様々な研修機会を提供しています。



【研修事業の年間スケジュール】（R2～R6）



※ 全道研修会は、地域づくり研修会として、指導員だけでなく地域活性化に関心のある方々を幅広く対象にして開催しています。

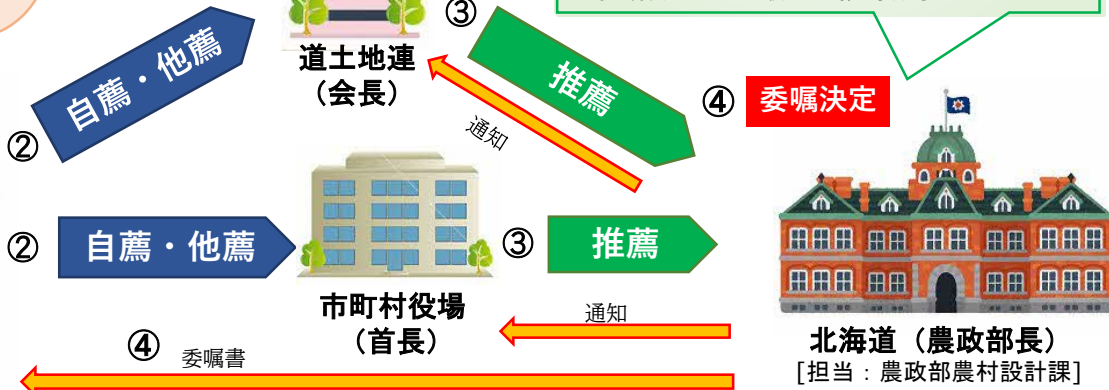
■ 指導員委嘱の手順

① 候補者の発見

- 地域住民活動のリーダー等
<地域活動の例>
河川・水路・道路などの保全、食育、環境教育、直売所、高付加価値化、6次産業化、都市農村交流、農泊、農福連携。地域活性化など
- J A 青年部・女性部、女性農業者グループのリーダー等
- 土地改良区や J A 等の役職員



- ① 地域内の候補者の発見（現にリーダー的に活動してなくても今後期待される人材を幅広く見出してください）
- ② 指導員候補者を市町村役場または北海道土地改良事業団体連合会（土地連）に推薦（自薦・他薦、推薦機関推薦を問いません）
- ③ 市町村または土地連は、指導員候補者が指導員にふさわしいと判断した場合は、北海道に推薦（振興局又は農村設計課）
- ④ 農村設計課は、推薦された方が指導員にふさわしいと判断した場合は、委嘱を決定し、委嘱書を交付（併せて推薦者等に通知）



北海道（農政部長）
[担当：農政部農村設計課]

■ 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会（ふる水委員会）

ふる水事業の効果的な推進を図るため、学識経験者等から構成されるふる水委員会を設置し、事業計画や事業評価に指導助言をいただくほか、実践活動地域の活動に対する具体的なアドバイスや指導員の研修活動に対する指導などふる水事業全般にわたって支援をいただいています。

＜ふる水委員＞

- ・大熊久美子（NPO法人北海道食の自給ネットワーク事務局長）
- ・小西由稀（フードライター）
- ・小林国之（北海道大学大学院農学研究院准教授）
- ・中山篤史（北海道土地改良事業団体連合会技術監）
- ・山本忠男（北海道大学大学院農学研究院講師）



■ 普及・啓発事業

ふる水事業の効果的な推進を図るため、年2回の情報誌の発行や各種会議等での説明など、中山間地域の活性化に資する情報発信に努めています。

○ お問い合わせ



北海道農政部農村振興局農村設計課農村活性化グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 TEL：011-231-4111（内線27-877、27-855）
 FAX：011-232-0027
 E-Mail：nosei.noki1@pref.hokkaido.lg.jp

ふる水事業
 ホームページ
 QRコード →



各地域ごとの問い合わせ先	住 所	電話番号
空知総合振興局産業振興部調整課主査（農村振興）	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200（内線2887）
石狩振興局産業振興部調整課主査（農村振興）	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111（内線34-774）
後志総合振興局産業振興部農村振興課主査（農村振興）	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300（内線2831）
胆振総合振興局産業振興部農村振興課地域計画係	〒051-8588 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9900（内線2867）
日高振興局産業振興部農村振興課主査（農村振興）	〒057-8588 浦河町栄丘東通56号	0146-22-9030（内線2831）
渡島総合振興局産業振興部農村振興課主査（地域計画）	〒041-8588 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9400（内線2881）
檜山振興局産業振興部農村振興課主査（地域計画）	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500（内線2884）
上川総合振興局産業振興部調整課主査（地域資源）	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5900（内線2883）
留萌振興局産業振興部農村振興課主査（農村振興）	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8404（内線2831）
宗谷総合振興局産業振興部農村振興課主査（農村振興）	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516（内線2831）
オホーツク総合振興局産業振興部調整課主査（農村振興）	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0603（内線2881）
十勝総合振興局産業振興部調整課主査（農村振興）	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9005（内線2831）
釧路総合振興局産業振興部農村振興課主査（農村振興）	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100（内線2831）
根室振興局産業振興部農村振興課主査（農村振興）	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-0257（内線2831）